

# 成長ものづくり・デジタル分野に関連する展示会等出展支援事業費 補助金をよくある質問(FAQ)

## 1. 本補助金事業について

- Q1 補助金の対象となる出展事業は、どのような分野でしょうか。
- A1 地域未来投資促進法に基づく岩手県基本計画において促進を図る6分野のうち、盛岡広域の地域特性を踏まえ、成長ものづくり分野（医薬医療機器関連産業）又はデジタル分野（IT関連産業）のいずれかに該当する分野です。
- Q2 補助金の交付申請書の提出期限はありますか。
- A2 提出期限は、あります。以下のとおりです。
- ・交付申請 : 出展日の14日前まで
  - ・変更・中止届 : 当該事業の変更・中止事由発生日から14日以内
  - ・完了報告 : 補助対象経費のすべての支払いが完了した日から30日経過した日、又は3月15日のいずれか早い日まで
  - ・請求書 : 展示会等出展支援事業費補助金確定通知書の通知日から30日以内、又は3月15日のいずれか早い日まで

## 2. 補助金の申請について

- Q3 補助対象となる展示会について、確認したい。
- A3 補助対象となる展示会は、令和6年7月29日～令和7年1月16日の期間内に開催される展示会です。
- Q4 支出金額について、税込価格から税別価格に変更した際、1円未満の金額は切り上げでしょうか。
- A4 1円未満は、切り捨てとなります。
- Q5 出展予定の展示会に本補助金以外に他の行政又は機関から同様の趣旨の補助金が交付されている場合、重複している経費は、補助金対象になりますか。
- A5 対象になりません。出展する展示会に他の行政又は機関から同様の補助金が交付されている場合は、すべての経費を対象外とさせていただきます。
- Q6 本社は盛岡広域外となりますが、業務の主な事業所は、盛岡広域内にあります。補助金の申請は可能でしょうか。
- A6 事業内容によりますが、主な事業所として証明できる資料を提出いただき、審査します。
- Q7 自社と大学が共同で展示会に出展する場合、補助金を申請することは可能でしょうか。
- A7 共同関係を証明する資料及び支出を証明する資料を提出することで、申請は可能です。ただし、支払元や請求書の宛先が申請した事業者でない場合は、補助対象となりません。
- Q8 交付申請時は、様式第1～3号の提出のみでしょうか。
- A8 交付申請時は、経費を証明する概算見積又は移動経路の金額証明等の資料提出が必要となります。また、出展費については、出展会の開催団体等から提供される概要等の資料も併せて提出願います。

### 3. 補助金の完了報告について

- Q9 交付決定完了後に旅費等の経費が変更となった場合、変更申請は必要でしょうか。
- A9 一律増額については認めません。また、交付決定金額から交付額の2割以上変わらない場合は、変更申請は必要ありません。ただし、交付額の2割以上変わる場合は、事由発生から14日以内に展示会等出展支援事業費補助金変更申請書（様式第5号）をご提出ください。
- Q10 旅費について、JR や地下鉄等の公共交通機関を IC カード支払いで利用した際、補助経費の申請はできますでしょうか。
- A10 展示会出展の完了報告時、経費を証明する資料の提出が必要となります。IC カードでの支払いの場合、移動した経路と支払を確認できる資料があれば、対象とみなします。
- Q11 現金で公共交通機関を利用した際に、領収書の発行を忘れました。移動の経路に係る金額を証明する資料を提出すれば、補助金の対象になりますか。
- A11 補助金の対象にはなりません。
- Q12 交付決定完了後に追加した経費は対象となりますか。
- A12 対象となりません。交付申請時にすべての経費を申請ください。

### 4. その他